

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ブリヂストン			コード	5108
提出日	2020/3/2	異動（予定）日	2020/3/24		
独立役員届出書の提出理由		定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	デイヴィス・スコット	社外取締役	○													○		有
2	翁 百合	社外取締役	○													○		有
3	増田 健一	社外取締役	○													○		有
4	山本 謙三	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	照井 恵光	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
6	佐々 誠一	社外取締役	○													○		有
7	柴 洋二郎	社外取締役	○													○		有
8	鈴木 洋子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		デイヴィス・スコット氏は社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有し、2011年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。更に指名委員長およびガバナンス委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、報酬委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。デイヴィス・スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
2		翁百合氏は金融システムおよび金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済および金融情勢に関する高い見識を活かして、2014年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年以降は、更に報酬委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすと共に、指名委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。翁百合氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
3		増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験、法科大学院教育で会社法を担当するなどの専門性を有し、2011年以降は当社社外監査役として当社グループの監査全般に携わってまいりました。2016年以降は、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。更に指名委員、報酬委員として活発な審議に参画すると共に、コンプライアンス委員長として主導的な役割を果たしております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
4		山本謙三氏は金融市場・金融システムに関する豊富な知識、企業経営およびリスク管理に関する高い見識を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員長として主導的な役割を果たしております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。山本謙三氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。

5	照井恵光氏は一般財団法人化学物質評価研究機構の理事であります。 2019年当社は同法人に対し、ゴム材料の分析等を依頼し、その業務委託料として合計約7.1百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与していません。	照井恵光氏は産業技術分野に関する幅広い見識、経済産業省における産業政策などの豊富な行政経験を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。照井恵光氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
6		佐々誠一氏は公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有すると共に、大学・大学院教育にて会計や監査を担当、公認会計士試験委員を務めるなどの専門性を有しております。2016年以降は、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。佐々誠一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
7		柴洋二郎氏は金融業界やエンターテインメントビジネス業界での豊富な企業経営経験により、高い見識に基づく顧客視点からの価値創造・ビジネス構築への知見を有し、2018年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。柴洋二郎氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
8		鈴木洋子氏は弁護士としての高い専門性を有すると共に、他会社・各種法人の社外監査役や監事としての豊富な経験と高い見識を有し、2018年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見および職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。鈴木洋子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。

4. 補足説明

社外取締役独立性基準	
株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。 当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。 1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1） 2. 当社の大株主（注2） 3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者 (1) 当社グループの主要な取引先（注3） (2) 当社グループの主要な借入先（注4） (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家 6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6） 7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者 8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者 9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者 10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者 注1：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。 注2：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。 注3：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。 注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。 注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。 (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。 (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。 注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。 注7：社外取締役を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。 注9：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。